

# 公園愛護会研修資料

～ひろげようボランティアの輪～



## 目 次

1. 公園の役割について.....	1
2. 公園の整備状況について.....	1
3. 公園の利用について.....	2
4. 公園愛護会の活動について.....	4
5. 助成金制度について.....	8
6. よくある質問（Q&A）.....	10

### <参 考 資 料>

熊本市公園愛護会連合会規約.....	13
熊本市公園愛護会連合会●区ブロック会規約.....	15
公園愛護会標準規約.....	17
公園に関する業務分担と連絡先.....	18
公園内行為許可申請書.....	19
公園占用許可申請書.....	20
都市公園の占用に伴う使用料の免除について.....	21

## 1. 公園の役割について



### ① 都市防災

公園は災害時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となります。

### ② 都市環境の維持改善

公園の緑は、動植物の生息、都市気象の調整、大気の浄化に役立ちます。

### ③ 都市景観の形成

公園は、美しく快適な都市環境づくり、都市のシンボルづくりなど、潤いのあるまちづくりに役立ちます。

### ④ 健康増進・コミュニティ形成

公園での休養、散策、スポーツ、レクリエーション活動を通じ、健康の増進、地域のコミュニティ形成に役立ちます。

## 2. 公園の整備状況について

(令和5年(2023年)4月1日現在)

○公園数・・・1,187公園

○公園面積・・・約724ha

### 公園愛護会結成状況

○愛護会団体数・・・529団体

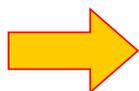
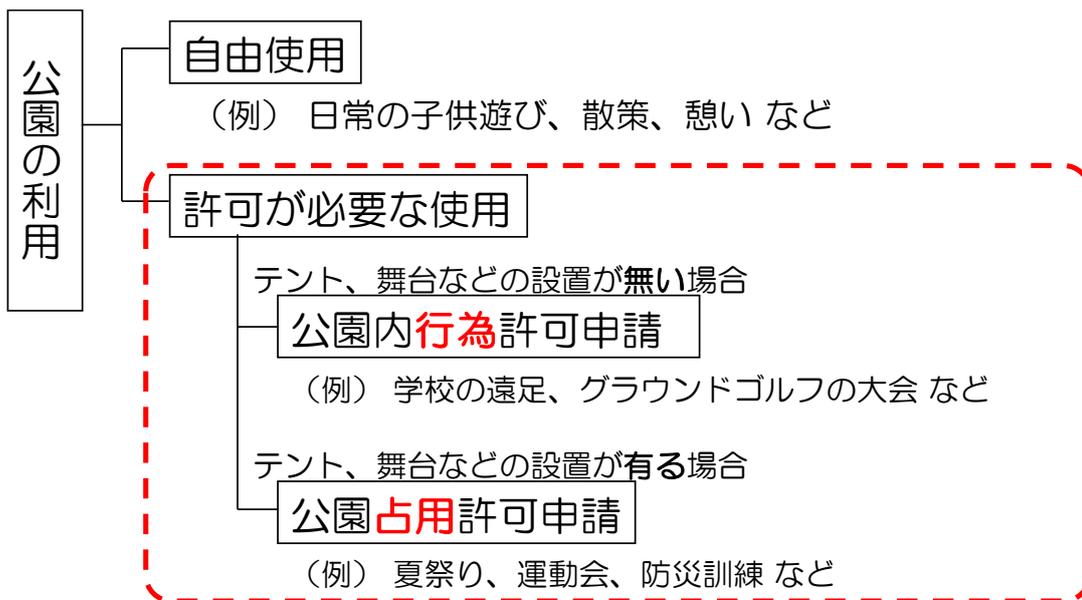
○愛護会のある公園数・・・698公園

○愛護会結成率・・・58.8%

### 3. 公園の利用について

#### 3-1 許可が必要な公園利用

公園は、誰もが、自由に遊んだり散策できる市民の憩いの場です。  
ただし、お祭りや運動会をされる時などは、事前に土木センター維持課に  
届け出が必要です。(詳細は下記のとおり)



使用日の2週間前までに  
**土木センター維持課**に申請が必要

#### 《その他の許可が必要な行為》 (熊本市都市公園条例第2条より抜粋)

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために  
都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) バーベキュー等を行うため火気を使用すること。

## 3-2. 公園での禁止行為

### 《禁止行為》 （熊本市都市公園条例第4条より抜粋）

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ（自転車にあっては、降車し、移動させる場合を除く。）、又は留め置くこと。
- (8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げる行為のほか、都市公園の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

## 4. 公園愛護会の活動について

### 【公園愛護会とは】

昭和42年、子どもたちに元気で楽しく遊んでもらえる公園づくりのために、熊本市と協働して公園をいつも安全で清潔に維持管理していこうとの主旨で公園愛護会が誕生しました。

#### 4-1.公園愛護会の主な活動

##### ① 公園の清掃活動

月1回「公園愛護の日」を設けて、除草や清掃活動などを実施していただいています。特に、年2回（6月と10月）の町内一斉清掃の時には、たくさんの住民の方々にご参加いただいています。



##### ② マナー向上の啓発活動

飼い犬のフンの不始末やごみのポイ捨てなど、マナーを無視した利用者も見受けられます。公園愛護会では、公園の健全利用のため、市や自治会等と連携して、看板の設置やチラシの配布、利用マナー向上についての呼びかけを行っています。

### ③ ふれあいづくり

自治会や子ども会等と協力して、夏祭り、イベント等の行事を実施し、地域のふれあいを深めながら、公園愛護の気持ちを育てていただいています。



### ④ 異常時の市への連絡

公園内を適宜巡回し、遊具や施設の破損、害虫（毛虫等）の発生など異常を発見した際に市（土木センター維持課）へ連絡をいただいています。



ブランコの点検



スプリング遊具の点検



木製遊具の腐食



パネル部分の破損

## 主な公園施設の点検ポイント

遊具	ブランコ	吊り金具（チェーン、フック）が 1/2 以上磨耗している
		座板の変形がある
		支柱の腐食による穴空きがある
	スプリング遊具	スプリングや本体が破損している
		本体接合部に緩みがある
		アンカー部にボルトの緩みや欠落がある
	シーソー	支点部が緩んだり外れたりしている
		支柱や取手、本体の破損や、腐食による穴空きがある
		緩衝部の異常（タイヤの割れなど）がある
	滑り台	滑り面の腐食、突起物等による引っかかりがある
		支柱や踊り場、手すりに腐食による穴空きがある
		階段のぐらつき、腐食による穴空きがある
鉄棒	握り棒に異常（変形、回転する、腐食など）がある	
	接合部のボルトに緩みがある	
	支柱に腐食による穴空きがある	
その他	ベンチ、東屋等	金具やボルトの欠損、緩み、腐食がある
		部材の腐食、穴空き等がある
	トイレ、水飲み場等	配管の漏水がある
	照明灯	支柱に腐食による穴空きがある
不点灯（部分的なものか全体的なものか）		

## 4-2.公園愛護会連合会

- 総会（例年5月頃）

全公園愛護会会長が集う会議。年1回開催され、公園愛護会功労者表彰、事業報告・事業計画の承認などが行われます。

- 合同連絡会（旧ブロック会議：例年10月頃）

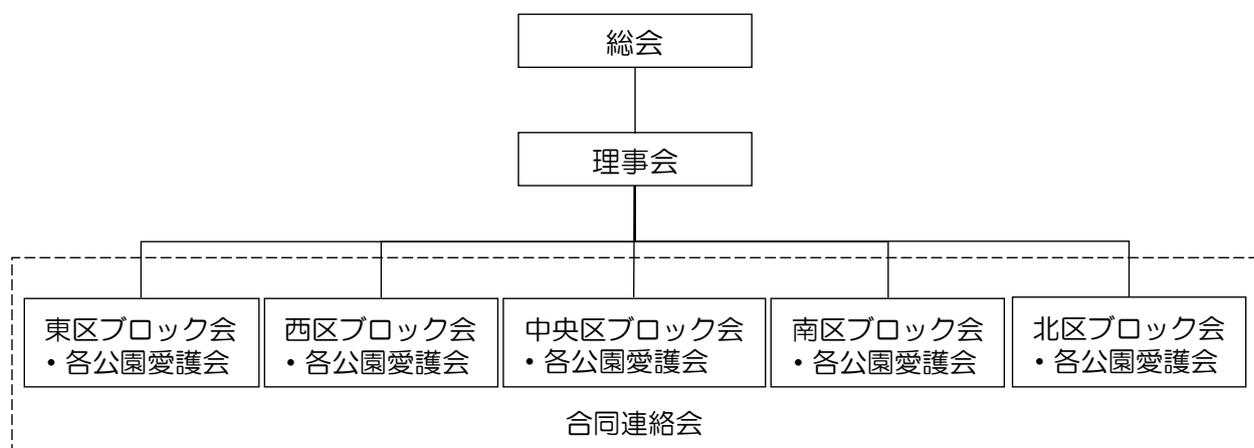
各区ブロック会が合同で行う会議。事例発表、熊本市からの情報提供、公園愛護会活動の課題、その改善策など意見交換が行われます。また、2年に1度公園愛護会連合会の役員選出が行われます。

- 理事会（例年2月頃：必要に応じて適宜開催）

合同連絡会にて選出された連合会の役員による会議。

連合会会長及び副会長の選出、年間行事の検討など公園愛護会連合会の運営が行われる機関です。

熊本市公園愛護会連合会組織構成図



## 5. 助成金制度について

公園愛護会は、地域の皆様で活動していただくボランティア団体です。この活動を積極的にすすめ、活動費の一部とするため、熊本市では助成金を交付しています。

### 助成金の額（年間）

- 基礎額・・・5,000円
- 1㎡あたり・・・・・・・・5円

【例】1,500㎡の公園に対する助成額の算定は

$$\frac{5,000\text{円}}{\text{基礎額}} + \frac{1,500\text{㎡} \times 5\text{円/㎡}}{\text{公園の面積 } 1\text{㎡あたり}} = \frac{12,500\text{円}}{\text{助成額}}$$

(注) 限度額は25,000円です。

(注) 100円未満は切り捨てになります。

(注) 1団体で複数の公園にて活動される場合でも、基礎額は5,000円で、限度額においても、25,000円です。

### 対象となる公園愛護会

- (1) 熊本市に結成の届出をしてある公園愛護会
- (2) 会員が5名以上で活動をされている公園愛護会
- (3) 助成に必要な活動を行っている公園愛護会
  - ・ 清掃活動又は除草活動を月1回以上実施
  - ・ 公園施設の点検及び異常時の連絡
  - ・ 公園愛護の啓発活動の実施

## 【手続きの流れ】

① 公園愛護会助成金申請書類 送付（熊本市→公園愛護会）

② 公園愛護会助成金申請書類 提出（公園愛護会→熊本市）

③ 公園愛護会助成金 振込み（熊本市→公園愛護会）

④ 実績報告書及び収支決算書 送付（熊本市→公園愛護会）

⑤ 実績報告書及び収支決算書 提出（公園愛護会→熊本市）

⑥ 交付確定通知 送付（熊本市→公園愛護会）

※  : 公園愛護会にて行う手続き

## 【注意事項】

助成金の交付を希望する公園愛護会は、毎年申請を行ってください。  
申請がない場合は、助成金を交付できませんのでご注意ください。

## 6. よくある質問 (Q&A)

Q：公園内でバーベキューをしてもよいか。

A：公園内でバーベキューを行うなどの火の使用は熊本市へ申請書の提出が必要な許可事項ですが、熊本市都市公園条例の第4条（8）「他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること」の禁止行為に該当するため、熊本市では原則としてお断りしております。

※熊本市内の公園でバーベキューができるのは石神山公園のバーベキュー場だけです。

Q：公園内にバイクや自転車を乗り入れてもよいか。

A：バイク、自転車など車両の乗り入れは原則としてできません。ただし、自転車から降車し移動させる場合や保護者が付き添う小さな子どもの自転車の練習は、他の公園利用者の迷惑とならないよう注意していただければご利用できます。

Q：公園内でボール遊びをしてもよいか。

A：ボール遊び自体は禁止していませんが、他の公園利用者の迷惑となるような危険な遊びは禁止しています。例えば、小さな公園で、バットを使った野球をしたり、サッカーボールを強く蹴ったりするなど、他の利用者の利用を妨げたり、公園施設や近隣の住宅施設を破損させるといった行為です。

Q：公園内でペットの散歩をしてもよいか。

A：散歩などで、公園に犬を連れて行く際には、必ず首ひも（リード）を着け、飼い主がしっかりと犬を制御できるようにしてください。

他の利用者を怖がらせたり、犬が人に飛びつかないように、リードを短く持つなど、周囲の人たちへの気配りをお願いします。糞尿については、ビニール袋やマナーポーチ、密閉容器などを常に持ち歩き、必ず適切な処理を行ってください。

Q：樹木の消毒をしてほしい。

A：人に害を与えない毛虫等については、農薬を散布するのではなく、捕殺・せん定による駆除を行っています。

※人を刺すなど害を与える害虫については、農薬による駆除を行っています。

Q：公園の清掃を行った際のゴミはどのようにすればよいか。

A：土木センター維持課にご連絡いただければ、回収に伺います。ゴミの量や集めた場所などをお知らせください。ご連絡当日に回収できない場合もございますので、ご了承ください。

Q：トイレの清掃回数は月に何回など決まっているのか。

A：トイレの清掃回数は、中心市街地の公園などを除き、基本的に月4回としています。

Q：公園利用者のマナーが悪い場合、こういった対策が考えられるのか。

A：まずは、マナー看板の設置などを行い、利用者への注意喚起を行います。

また、必要に応じて周辺の小・中学校等とも連携し、利用者のマナー向上を図ります。

●熊本市のホームページに「公園愛護会」と「公園の利用に関するQ&A」を掲載していますので、ご覧ください。

「熊本市公園愛護会」QRコード



「公園の利用に関するQ&A」QRコード



## <参 考 資 料>

## 熊本市公園愛護会連合会規約

### (名 称)

第1条 本会は、熊本市公園愛護会連合会という。

### (目 的)

第2条 本会は、熊本市公園愛護会相互の交流並びに親睦を深め組織の強化を図り、愛護会と市とのより一層緊密な連絡を保ちながら、公園の美化並びに健全な利用について地域住民の意識高揚を推進することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 各公園愛護会の連絡調整
- (2) 公園の美化並びに利用の普及活動に関する事業
- (3) 公園の維持・利用管理の推進
- (4) 講習会及び研修会に関する事業
- (5) 会報など印刷物発行に関する事業
- (6) その他この会の目的達成に必要な事業

### (組 織)

第4条 本会は、熊本市公園愛護会をもって組織する。

2 本会は、中央区・東区・西区・南区・北区の5つのブロックに分けるものとする。

### (連合会役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	10名程度
会 計	1名
監 事	2名

### (連合会役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、役員の間選とする。

2 役員は、各ブロック会にて選任されたブロック役員から選出する。

ただし、賛助する団体等から若干名選出することができる。

3 会計は、会長の推薦により理事会に諮り決める。

4 監事は、会長の推薦により理事会に諮り総会に報告する。

### (連合会役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、本会の企画運営に参画する。

- 4 会計は、本会の会計をつかさどる。
- 5 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。

(顧問)

第8条 熊本市公園愛護会連合会に顧問を置くことができる。

(連合会役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年間とする。ただし、次の役員が選出されるまでは、その職務を行うこととし、再任は妨げない。  
補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長がこれを召集する。  
2 総会は年1回開催し、事業並びに収支予算及びその他の必要事項を審議する。  
3 理事会は、必要に応じて開催する。

(経費及び会計年度)

第11条 本会の運営に関する経費は、補助金、寄付金、その他によって充てる。  
会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日とする。

(事務局)

第12条 本会の事務局を熊本市花とみどり協働課内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項を生じたときは、理事会に諮り決定する。

附 則

この規約は、平成2年10月26日から施行する。

平成4年4月6日 一部改正

平成11年4月27日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成25年2月19日 一部改正

平成26年6月29日 一部改正

平成27年3月5日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

## 熊本市公園愛護会連合会●区ブロック会規約

### (名 称)

第1条 本会は、熊本市公園愛護会連合会●区ブロック会（以下「ブロック会」という）という。

### (目 的)

第2条 本会は、熊本市公園愛護会連合会並びに各公園愛護会の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) ブロック内の各公園愛護会間の連絡調整
- (2) 公園の美化、並びに利用の普及活動に関する事業
- (3) 公園の維持・利用管理の推進
- (4) その他この会の目的達成に必要な事業

### (組 織)

第4条 本会は、●区ブロックの公園愛護会をもって組織する。

### (ブロック役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
ブロック委員	各校区1名

### (ブロック役員を選出)

第6条 公園愛護会連合会役員3名をブロック委員の互選により選出する。

- 2 会長、副会長はブロック委員の互選により選出する。
- 3 ブロック委員は校区より1名以内とする。

### (ブロック役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 ブロック委員は各校区愛護会の調整を図る。

### (ブロック役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年間とする。ただし、次の役員が選出されるまでは、その職務を行うこととし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員の仕事は、ブロック会会長の推薦による。なお、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 本会の会議はブロック会議及びブロック委員会とし、会長がこれを召集しその議長となる。

2 ブロック会議及びブロック委員会は必要に応じて随時開催する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を会長宅に置く。

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項が生じたときは、ブロック委員会に図り決定する。

附 則

この規約は、平成3年10月8日から施行する。

平成10年10月21日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

公園愛護会標準規約

公園愛護会規約

第1条 \_\_\_\_\_公園の維持管理を熊本市と\_\_\_\_\_公園愛護会が一致協力し、公園の美化並びに健全利用を促進することを目的として、地域住民や有志をもって\_\_\_\_\_公園愛護会を組織する。

第2条 この愛護会を\_\_\_\_\_公園愛護会（以下「愛護会」という。）と名付ける。

2 愛護会の事務所は\_\_\_\_\_とする。

第3条 愛護会は、所期の目的を達成するため次のことを行う。

(1) 明るく、きれいな\_\_\_\_\_公園の維持に努めること。

(2) 子供たちが安全に遊べるよう注意を払うこと。

(3) \_\_\_\_\_公園の清掃に協力すること。

(4) \_\_\_\_\_公園の施設を愛護すること。

(5) その他、\_\_\_\_\_公園の管理について熊本市と協力すること。

第4条 愛護会には、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 名

(3) 委 員 若干名

第5条 役員は、会員の中から推薦により選出する。

第6条 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員の異動については、熊本市\_\_\_\_\_土木センター維持課に連絡するものとする。

第7条 会長は、愛護会を代表するものとし、副会長は会長を助け、これに差し支えあるときは会長を代行する。

2 委員は、\_\_\_\_\_公園の健全な管理について会長、副会長に協力するものとする。

第8条 会長は、\_\_\_\_\_公園の管理について、熊本市\_\_\_\_\_土木センター維持課と連絡を密にすることに努める。

第9条 本会は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より発足する。

## 公園に関する業務分担と連絡先

公園計画	<p>森の都推進部</p> <p><a href="#">※令和5年度組織改編により本庁部署は部内に3課が新設されました。よろしくお願ひします。</a></p> <p>みどり政策課（電話096-328-2523）          ◎公園に係る総合的な企画及び調整に関すること</p> <p>みどり公園課（電話096-328-2409）          ◎公園に係る建設、改良工事、維持管理及び利活用の総括に関すること</p> <p>花とみどり協働課（電話096-328-2352）          ◎公園愛護会の総括に関すること</p>	
公園整備・維持管理	<p>中央区土木センター維持課 （電話096-355-2940）</p>	<p>&lt;維持課&gt;</p> <p>◎公園の使用許可に関すること</p> <p>◎公園の占用・施設設置許可に関すること</p> <p>◎公園の建設に関すること</p> <p>◎公園施設の修繕に関すること</p> <p>◎公園に係る利活用に関すること</p> <p>◎公園愛護会に関すること</p> <p>◎公園内の樹木等の管理に関すること</p> <p>◎公園の除草及び清掃等に関すること</p> <p>◎不法投棄物の撤去回収に関すること</p> <p>◎マナー啓発に関すること</p> <p>◎公園内の事故への対応に関すること</p> <p>◎水前寺江津湖公園に関すること （東区土木センターに限る）</p> <p>&lt;地域整備室&gt;</p> <p>◎旧城南町・旧植木町における公園の維持管理に関すること</p>
<p>東区土木センター維持課 （電話096-367-5509）</p>		
<p>西区土木センター維持課 （電話096-355-4578）</p>		
<p>南区土木センター維持課 （電話096-357-4878）</p> <p>・城南地域整備室 （電話0964-28-2133）</p>		
<p>北区土木センター維持課 （電話096-245-5054）</p> <p>・植木地域整備室 （電話096-272-1115）</p>		

決 裁	課 長		主 査	班 員	交付 許可番号
					令和 年 月 日

## 公園内行為許可申請書

※ 太枠内を記入してください。

令和 年 月 日	
熊本市長様	
〒 - ) 住 所	
申請人 団体名 代表者	
電 話 ( - )	
公園内において、次の行為をしたいので申請いたします。	
公 園 名	
行 為 の 内 容	
参 加 人 員	大人 名 ・ 子供 名 合計 名
行 為 の 期 間	令和 年 月 日 ( : ~ : )
	令和 年 月 日 ( : ~ : )
添付書類 (2部)	行為区域図 (公園を使用する場所)

上記の申請について、次のとおり条件をつけて許可してよろしいか。

\* 根拠法令 \*

行為の可否 : 熊本市都市公園条例第2条第1項第 号  
及び同条第4項

行為許可の条件 : 熊本市都市公園条例第2条第5項

使 用 料 : 不 要

### 許 可 の 条 件

1. 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守ること。
2. 行為中に、公園施設を滅失または、毀損したときは市長の定める額を賠償しなければならない。
3. 行為中第三者に損害を及ぼしたときは自己の責任において解決しなければならない。
4. この許可の条件に違反したときまたは施設の改良その他公益上必要のあるときは許可を取消すことがある。
5. 公園使用後は清掃し、原状に回復すること。
6. その他、公園管理者の指示に従うこと。

決 裁	課 長		主 査	班 員	受付係
					許可第占 号
					令和 年 月 日

## 公園占用許可申請書

※ 太枠内を記入してください。

令和 年 月 日		
熊本市長様		
〒 - )		
住所		
申請人 団体名		
代表者		
電話 ( - )		
次のとおり公園を占用したいので申請します。		
公園名		
占用の目的	人員 名	
占用の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
占用の場所	「占用物件位置図」のとおり	
設置する工作物 その他の物件、 または施設の名称 及び構造	物件の名称	物件数 件
	構 造	「占用物件詳細図」のとおり
	占用の面積	m <sup>2</sup>
	占用の高さ	m
	占用の長さ	m× m× 件
管理の方法	申請者において管理	
工事実施の方法	1. 申請者において設置 2. 請負	
工事の期間		
公園の復旧方法	申請者において清掃し、原状に復する	
添付書類等(2部)	占用物件位置図と占用物件詳細図	

上記の申請について、次のとおり条件をつけて許可してよろしいか。

※根拠法令※ 占 用 の 可 否 : 都市公園法第7条第 号  
 占 用 許 可 の 条 件 : 都市公園法第8条  
 使 用 料 : 熊本市都市公園条例第 条第 項

使用料	算出基礎
許 可 の 条 件	
<ol style="list-style-type: none"> <li>都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守らなければならない。</li> <li>許可なく占用目的以外の用途に使用してはならない。</li> <li>占用物件を第三者に転貸してはならない。</li> <li>許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、自己の責任において解決しなければならない。</li> <li>許可を受けた者が都市公園を荒廃または毀損した時は市長の定める損害額を賠償しなければならない。</li> <li>許可期間中であっても本市において、公益上その他必要ある時は許可を取り消すことがある。</li> <li>許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して許可期間満了と同時に返還しなければならない。</li> <li>占用期間中は、占用場所の周辺の適当な場所に、「公園占用許可書」を掲示すること。</li> </ol>	

令和 年 月 日

熊本市長様

住所  
団体名  
氏名  
TEL

印

都市公園の占用に伴う使用料の免除について（お願い）

このたび下記公園にて\_\_\_\_\_を  
行うにあたり、都市公園を占用することが必要となりました。  
つきましては、公園占用に伴う使用料を免除していただきますようよろしくお取り計らいください。

記

1. 都市公園名 : \_\_\_\_\_
2. 占用期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 占用面積 : \_\_\_\_\_
4. 設置物件 : \_\_\_\_\_



## 公園愛護会シンボルマーク

これは公園（パーク）の頭文字「P」をデザインし、  
中に噴水をあしらったものです。

### —熊本市公園愛護憲章—

いつまでもきれいな公園のために・・・

- 公園は、みんなで楽しく利用しましょう。
- 公園の緑を大事に育てましょう。
- 公園の施設は、大切に使いましょう。
- 公園では、まわりの人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 「公園は来たときよりも美しく」を心がけましょう。

（この憲章は、平成5年度熊本市公園愛護会連合会総会で決議され、制定されたものです。）